

令和元年度 第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録（議事要旨）

1 日時：令和2年1月7日（火）午後16時00分～午前16時30分

2 場所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 出席者：（委員）

黒川雅子委員、樽木靖夫委員、永嶋久美子委員
（臨時委員）

上田裕子委員、魚地道雄委員、中村礼奈委員、野口泰三委員、真鍋委員
（教育委員会職員）

神崎 広史 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、山下 敦史 学事課長、

山田 隆 教育指導課統括指導主事、木内 克英 教育支援課長、古山 智和 保健体育課長、
（事務局）

保田 裕介 教育支援課主任指導主事、

高橋 泰雄 教育支援課指導主事、岩脇 之俊 教育支援課指導主事

4 議題

- (1) 開会
- (2) 教育委員会挨拶
- (3) 協議
- (4) 事務局より連絡

5 議事の概要

(1) 開会

木内教育支援課長の進行により開会した。

(2) 事務局より提案

保田教育支援課主任指導主事から「いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成について」についての提案があった。

(3) 協議

6 会議経過

(1) 開会

（木内教育支援課長）事務局に確認します。本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

（保田主任指導指導）はい。います。

（木内教育支援課長）傍聴人の方をお願いします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報を含むため、3番の個別事案協議からは、非公開となります。傍聴人の方にはご退席いただきますので、予めお知らせします。よろしくをお願いします。

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

私は、本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の木内でございます。よろしくお願いいいたします。本日は、年明けのご多用のところ「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」にご出席いただきましてありがとうございます

それでは、「第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開会させていただきます。開会にあたりまして、神崎教育次長よりご挨拶申し上げます

（神崎次長挨拶）

神崎でございます。本日はご多用な中、ご出席を賜り御礼申し上げます。旧年中は当対策調査委員会におきまして、委員の皆様からさまざまなご指導、ご提案を頂き大変お世話になりましたこと、この場をお借りしましてあつく御礼申し上げます。

また、臨時委員の皆様には、それぞれの団体の推薦の下、委員をお引き受けていただいたことに深く感謝いたしているところでございます。それぞれのご専門のお立場からのさまざまなご意見をいただき、教育委員会の各種施策にぜひ、色々な形で反映をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年10月17日に、文部科学省より、平成30年度の所謂「問行調査」の結果が発表

され、各メディアから、いじめ認知件数が過去最高と大々的に報道され、千葉市としても、児童生徒の尊厳を守り、そして、学校における問題解決を積極的に進めていくために、学校、地域、そして家庭と連携して、いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。委員皆様方には、ご多用の中お手数をおかけすることとなりますが、当対策調査委員会において、それぞれご意見をいただきながら、ご指導ご助言を賜り、本市のいじめ等対策にお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

最後に新年にあたり、委員皆様方のご健勝・ご多幸をお祈りさせていただき、開会の挨拶とさせていただきます。

(木内課長) 続きまして、臨時委員の任命についてお知らせ致します。千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第4条第2項に則って、6名の臨時委員を令和元年12月15日付で任命させていただきました。臨時委員の皆様の上に任命書を置かせていただいておりますので、ご確認ください。臨時委員の皆様、事案の協議、調査等、今後の対応よろしくお願い致します。では、このあと3番の協議に入らせていただきます。本日の協議は、「いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成について」と「個別事案検討」の2点になります。先ほども連絡いたしました「個別事案検討」につきましては、非公開で行います。

では、協議の進行につきましては、黒川委員長、よろしくお願い致します。

(黒川委員長) それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただきます。

はじめに、「いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成」について、事務局より説明をお願いします。

(保田主任指導) それでは、事務局より説明申し上げます。資料の3頁をご覧ください。

文部科学省が策定した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」では、「調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童生徒や保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案すること」とし、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされております。資料の12頁左3段落目に、ガイドラインの該当事項がございます。これを受けて、本市においても重大事態に関する調査結果の公表にかかる基本的な対応方針となるガイドラインを作成する必要があると考え、素案を作成しました。これが「1 趣旨」となります。

「2 公表の意義」について3点挙げましたが、再発防止、未然防止が大きな狙いとなっております。

続いて「3 公表の方法」です。本案では、報告書を基にした公表用資料作成の主体を教育委員会としておりますが、公表用資料に載る調査主体は調査委員会になります。こうした点の是非についてご意見をお聞かせください。また、公表資料の内容や公表の仕方、時期についても、ご意見をいただければ幸いです。

さらに(6)被害児童生徒・保護者が公表を望まない場合について、本案では「件名以外を非公表とし、その理由については公表すること」としておりますが、この是非についてもご意見をお聞かせください。

参考として資料の14頁から横浜市のもの、31頁からは大津市のものを掲載しております。「被害者側の意向」については、資料21頁、35頁になります。

併せて、公表用資料の例として、資料の38頁から横浜市のもの、41頁には川崎市のものを掲載しております。

本日は、委員の先生方に協議していただき、最終的には法やガイドライン等との照らし合わせや委員の皆様からの専門的な見地からのご意見をいただき、次回第4回の本委員会の場で、決定させていただければと存じます。

(黒川委員長) それでは、協議に入ります。今日は意見を言ってもらって、それを次回に検討していきたいと考えます。文科省で作成済みの5頁のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの記載によれば、公表することが望ましいということが書かれており、千葉市教育委員会においても公表のガイドラインを作成したいという趣旨だと思います。

検討していただきたいことの1点目は調査の報告書の作成主体は本調査委員会であるということです。そして、調査結果を公表するにあたっては、公表資料を作成し、その公表資料の作成

主体は千葉市教育委員会としたいということについての意見がほしいということです。2点目は、3頁3(2)(3)の内容について千葉市教育委員会が作成することになった場合、「公表の内容」や「公表の仕方」についてご意見がほしいということです。3点目は、4頁(6)「被害児童生徒・保護者が公表を望まない場合」は、件名以外を非公表とし、その理由についてのみ公表するという方針について意見がほしいということです。

(永島委員) 今の3点以外のことですが、文が一義的になるとよいと思います。3頁(1)に教育委員会が公表資料を作成するときに「なお、以下の留意事項等に十分配慮して」と書いてありますが、この留意事項は、その直後の4行が個人情報の保護に関して留意事項だと考えられます。留意事項が1つしか掲げられていないので、おそらく下の方に書いてあることも留意事項だと考えられます。形式的な話ですが、「なお、以下の～」までは削除で、「なお、個人情報の保護については～」とつなげれば、留意事項という言葉を使わずして、留意点が見せるのではないかと考えます。

2つ目を申し上げます。「関係者への説明等」のところですが、「所見表明の機会」という文言がありますが、「所見表明の機会」とは、「報告書についての所見表明の機会を与えるべき」という言葉が、ガイドラインにも記載がありますが、ここでは公表資料についての所見表明なので、同じ言葉を使うことで、後々混乱が発生することが予想されるので、ワードを変えた方がよいと考えます。

3つ目ですが、「意向確認の対象」ですが、ここの対象とは誰なのか。被害者、加害者、本人なのかわからない。ここはもし、被害・加害児童を「意向確認の対象」と考えているならば、そのように記載すべきだし、被害・加害児童の保護者と考えているならば、また違う書きぶりになるので、明確にした方がよいと考えます。

最後に(6)の「被害児童生徒・保護者が公表を望まない場合」ですが、「その理由については公表することとする」とあります。ここで考えている理由は、理由がどのレベルか、どこかで確認しておくか、それがわかるような文言にした方がよいと考えます。

(永島委員) 事務局の方で意向確認の方法について何か考えがありますか。

(神崎教育次長) これを作成したとき、被害者側についての意向を尊重すべきということを考えました。加害者側については、事前説明で、同意まで必要かどうかという疑問があったのでこのような表現になっています。理由のところですが、「その理由のその」の部分は公表、非公表とした場合の理由のことで書いているので、被害者側の同意が得られなかったという理由があるということイメージして作成をしました。

(永島委員) 被害者側が公表の許可を出したとしても、学校現場サイドとして、教育的配慮から、これをこのまま公表することについて意見が出てくると思います。

(神崎教育次長) 41頁の川崎市の例ですと、最小限の個人情報やどこの学校で起こったかということを推測されやすい状況なので公表をしています。書きぶりなどは十分留意しながらやっていく必要があると考えています。その一方で公表するデメリットについても記載させていただいています。

(黒川委員長) 永島委員が指摘した調査委員会が報告書を作成した後に、その報告書に対して所見を提出することが被害者側や調査の申し立てができることがあって、手続き的な話ですが、それを受けて教育委員会会議等で報告があがり、市長まで報告され、公表をする段階でまた、公表の資料の内容について意見を聞く2段階が前提となっている。4頁は先の報告書に対する所見については、報告書に対する所見を提出するという言葉になっています。

(神崎教育次長) 確かに同じ文言を使うと混同しやすいので修正します。

(永島委員長) 他に何かご意見はありますか。

(黒川委員長) 個人情報保護条例との関係があつて、その調整を所管課同士とする必要があつて、教育委員会に委ねた方がよいのではというのが自分の意見です。

(永島委員長) 川崎市の場合はどうなのでしょう。

(保田主任指導) 電話で確認をただけだが、教育委員会で調整したような感じでした。

(永島委員) 千葉市としては、千葉市教育委員会が作成主体として公表したほうがよい。3頁の下の公表期間の概ね半年はどこかに記載があつての基準でしょうか。

(神崎教育次長) 他の市を参考にしました。

(永島委員長) 先天的な市が半年ということでしょうか。

(黒川委員長) 「公表資料の内容」で②について書かないと判断したら書かないこともあり得るというイ

メージでしょう。

(保田主任) 事案によります。事案をかくことによって被害を被ると判断するときは記載をしないということですが。

(永島委員長) 誤解がないように記載しておく必要があるのではなんでしょうか。

(神崎教育次長) 教育委員会が主体となって公表するなった場合、事前にご意見をいただき公表をしたいと考えます。教育委員会が最終判断をすると考えています。

(黒川委員長) それはどこかに明記されるのでしょうか

(永島委員長) 調査委員会の意見を踏まえという文言が必要かと思われまます。公表する資料の柱建てとしてはこの4つは必須となってくるのではないかと考えられます。

(野口委員) 同意が得られない場合はどんな場合でしょうか。

(黒川委員長) 調査結果が意図しなかった場合などでは、プライバシーが関係するときもそうではないでしょうか。

(永島委員長) 被害者側に寄り添ってと調査すると国から方針が出ていますが、加害者側の身の潔白に関するガイドラインは出てきていない状況です。加害者側に意向を確認した上で調査をし、どういう結果になったかをきちんと報告し、その結果をどうするかということ、被害者側に確認をするということなので、いじめはなかったというときに、加害者側の意向を聞くということは手薄になっています。色々な事案を想定して作らなければいけないガイドラインなので、骨格の部分はどうもってくるかを考えることが大切です。今日もいくつか意見が出てきています、これで結論ではないので、事務局で素案の作成をし、次回に検討をしていきたいと考えています。

(3) 協議

議題3に係る個別事案検討については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報（個人情報）が含まれているので表示していません。